名古屋大学附属図書館医学部分館保健学図書室利用細則

制定　　平成16年 4月 1日
改正　　平成17年 7月20日
改正　　平成19年 9月 5日
改正　　平成20年 9月17日
改正　　平成23年 4月20日
改正　　平成24年 3月22日
改正　　平成25年3月1日
改正　　令和3年1月13日
改正　　令和3年3月25日
改正　　令和7年3月21日

（趣旨）

第1条　この細則は，名古屋大学附属図書館医学部分館利用細則（平成16年4月1日制定）第1条第2項の規定に基づき，名古屋大学附属図書館医学部分館保健学図書室（以下「保健学図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（図書館資料）

第2条　保健学図書室備付けの図書館資料（以下「図書」という。）は，次のとおりとする。

一　一般図書
二　参考図書
三　逐次刊行物
四　その他視聴覚資料等

（利用資格）

第3条　保健学図書室を利用することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　本学の学生
二　本学の職員
三　本学の名誉教授

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，図書の閲覧を目的とする場合，申し出により保健学図書室を利用することができる。

一　本学の卒業者及び大学院修了者
二　本学の元職員
三　その他一般の利用者

（入室の手続）

第4条　保健学図書室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）のうち，第3条第2項の利用者にあっては，保健学図書室において所定の手続を経るものとする。

（開室時間）

第5条　開室時間は，次のとおりとする。

一　平　日　午前 9 時から午後 7 時 50 分まで
二　土曜日　午後 1 時 10 分から午後 4 時 50 分まで
2　前項の規定にかかわらず，授業期間外（2 月を除く）の開室時間は，平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
3　前 2 項の規定にかかわらず，分館長が必要と認めたときは，開室時間を変更することができる。
（休室日）
第 6 条　休室日は，次のとおりとする。
一　日曜日
二　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
三　年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで）
四　蔵書点検の期間
2　前項の規定にかかわらず，分館長が必要と認めたときは，閉室又は開室することができる。
（図書の閲覧）
第 7 条　利用者は，開架図書を自由に閲覧することができる。
2　利用者は，閉架図書を閲覧しようとするときは，所定の手続を経るものとする。
3　利用者は，閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。
4　図書を利用者の閲覧に供するため，図書の目録及び利用に関する規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。
（閲覧の制限）
第 8 条　分館長は次に掲げる場合においては，閲覧を制限することができる。
一　図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる情報が記録されていると認められるとき，当該情報が記載されている部分を閲覧する場合
二　図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 2 条第 7 項第 4 号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けているとき，当該期間が経過していない場合
三　図書の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合
（貸出し対象者）
第 9 条　貸出しを受けることができる者は，第 3 条第 1 項に規定する者，保健学科の卒業者（別表第 1 に掲げる学校等を含む。），医学系研究科（総合保健学専攻）の修了者及び分館長が許可した者とする。
（貸出しの手続，冊数及び期間）
第 10 条　貸出しを受けようとする者は，所定の手続を経るものとする。
2　貸出しの冊数及び期間は，別表第 2 のとおりとする。
3　前項の貸出しの冊数及び期間は，分館長が必要と認めたときは，変更することができる。
（貸出しの停止）

第 11 条　分館長は，貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは，その者に対し，貸出しを停止することができる。

（長期貸出し）

第 12 条　医学系研究科（大幸地区）の職員は，教育上又は研究上の必要に応じて，図書を研究室等に長期に貸出しを受けることができる。

2　前項の貸出しの期間は，当該年度内とする。ただし，分館長が必要と認めたときは，その期間を更新することができる。

（返却）

第 13 条　利用者は，貸出しを受けた図書を，貸出期間内に返却しなければならない。

2　分館長は，長期貸出し期間中であっても，他から貸出又は閲覧の希望がある場合は，臨時に返却を求めることができる。

3　分館長が特に必要と認めたときは，貸出し期間中であっても図書の点検又は返却を求めることができる。

（禁帯出の図書）

第 14 条　次に掲げる図書の貸出しは，行わない。ただし，分館長が特に支障がないと認めた場合は，この限りでない。

一　参考図書

二　逐次刊行物の最新号

三　その他分館長が指定する図書

（複写）

第 15 条　利用者は，教育，研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り，法令に違反しない範囲で図書の複写を依頼することができる。

（参考調査及び情報検索）

第 16 条　利用者が依頼することのできる参考調査及び情報検索は，次のとおりとする。

一　学術文献に係る調査及び情報の提供

二　その他教育，研究又は学習の参考とするための必要な情報の提供

（他大学等の図書館の利用）

第 17 条　保健学科及び医学系研究科（総合保健学専攻）の学生又は医学系研究科（大幸地区）の職員は，他大学等の図書館の利用に関して，次に掲げることを図書室に依頼することができる。

一　紹介状の発行

二　相互貸借の申込み

三　文献複写の申込み

（紛失，汚損等）

第 18 条　利用者は，図書，機器又は設備等を紛失し，汚損し又はき損したときは，速やかに届け出なければならない。

2　分館長は，前項の者に対して弁償を求めることができる。

（遵守事項）

第 19 条　利用者は，次の事項を守らなければならない。

一　許可された場所以外では静粛を保つこと。

二　図書，機器又は設備を汚損，き損しないこと。
三　飲食，飲食物の持込み喫煙又は携帯電話での通話をしないこと。
四　他の利用者に迷惑をかけるような行為をしないこと。
(利用の制限)
第 20 条　分館長は，保健学図書室の規程等又は指示に従わない者に対し，利用を制限することができる。
2　閲覧室が非常に混雑している場合等，本学の学習，教育，研究に支障をきたすおそれがある場合においては，分館長は保健学図書室の利用を制限することができる。
(雑則)
第 21 条　この細則の実施に関し必要な事項は，分館長が定める。
附　則
1　この細則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2　この細則の施行の後，分館長とあるのは，当分の間，大幸地区統括専攻長と読み替えるものとする。
3　この細則中「本学」とあるのは，「本学(別表第 1 に掲げる学校等を含む。)」と読み替えるものとする。
4　この細則中「医学系研究科（総合保健学専攻)」とあるのは，「医学系研究科（総合保健学専攻）(医学系研究科(看護学専攻・医療技術学専攻・リハビリテーション療法学専攻)を含む。)」と読み替えるものとする。
附　則
この改正は，平成 17 年 7 月 20 日から施行する。
附　則
この改正は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
附　則
この改正は，平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
附　則
この改正は，平成 23 年 5 月 9 日から施行し，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
この改正は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この改正は，平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
附　則
この改正は，令和 3 年 1 月 13 日から施行し，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
この改正は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この改正は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条及び附則関係）

名古屋大学医療技術短期大学部，名古屋大学医学部附属看護学校（前身である名古屋大学医学部附属厚生女学部等を含む。），名古屋大学医学部附属診療放射線技師学校（前身である名古屋大学医学部附属診療エックス線技師学校を含む。），名古屋大学医学部附属臨床検査技師学校（前身である名古屋大学医学部附属衛生検査技師学校を含む。），名古屋大学医学部附属助産婦学校（前身である名古屋大学医学部附属病院助産婦養成所等を含む。）

別表第2（第10条関係）

貸出しの冊数及び期間

図書の種類	貸出冊数	貸出期間
一般図書	5冊以内	14日以内
逐次刊行物	3冊以内	7日以内
視聴覚資料	3点以内	7日以内
問題集	3点以内	7日以内

備考

1　利用者のうち第3条第1項に規定する者は，所定の手続きにより，貸出し中の図書について貸出しを予約することができる。

2　前項の規定に基づく貸出しの予約がなく，かつ，備考第3項又は第4項の規定に基づく貸出期間の延長をしていない一般図書についてのみ，貸出期間の更新を2回に限り申し込むことができる。この場合においては，所定の手続きを行わなければならない。

3　夏季休業期間中は，保健学科及び医学系研究科（総合保健学専攻）の学生に限り，一般図書（別に指定する図書を除く。）の貸出期間を延長することができる。

4　別に指定する実習期間中は，その実習を受講する学生に限り，一般図書（別に指定する図書を除く。）の貸出期間を延長することができる。

5　利用者のうち第3条第2項に規定する者には，所定の手続きにより，複写のための一時持出を認める。